

令和2年6月 総会議事録

日 時 令和2年6月25日(木)
午前10時00分
場 所 豊橋市上下水道局 大会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和2年6月25日(木)
午前10時00分開会 午前11時20分閉会
- 2 場 所 豊橋市牛川町字下モ田29番地1
豊橋市上下水道局 大会議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案
 - 議案第16号 令和3年度農地等利用最適化推進施策の改善意見書について
 - 議案第17号 「豊橋市農業行政情報システム管理規程」の一部改正について
 - 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第21号 農用地利用集積計画について
 - 議案第22号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について
 - 議案第23号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - (2) 報告
 - 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第5号 現況証明について
- 4 その他
 - (1) 「ふるさと納税」の仕組みについて
 - (2) 連絡事項

5 出席委員

1 番 井川 和英	2 番 池田 和浩	3 番 石黒あゆみ
4 番 石橋 正通	5 番 伊藤 英二	6 番 今泉 武男
7 番 神谷 明男	8 番 木下 忠久	9 番 清原さと子
10 番 小林 尚美	11 番 近藤 好幸	12 番 佐藤 辰己
13 番 白井 隆好	14 番 鈴木 延安	15 番 高部 宏生
16 番 内藤 喜章	17 番 中島 博文	18 番 日向 勉
19 番 福井 直子	20 番 松井 一郎	21 番 水野 敏久
22 番 村田恵理子	23 番 村松 史子	24 番 渡辺 政明

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4名 農業企画課 3名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。
ただ今から豊橋市農業委員会 6 月総会を開会いたします。
内藤会長、よろしく願いいたします。

議長 <あいさつ>
それでは、総会を始めます。
なお、「豊橋市農業委員会総会会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。
本日の出席委員は、24 名全員ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。
次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員について、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認め、議席番号 9 番清原さと子委員、同 10 番小林尚美委員を議事録署名委員に指名します。
それでは、開会に先立ちまして、12 日の書類説明会、農業委員による現地調査及び審査会を経て、本日の総会までの間にお

いて、今月の審査案件に関する変更等について担当者から説明がありますので、お聞きください。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

補助資料をご覧ください。農地法第3条の番号6番、申請地にある物置の撤去を確認する旨の誓約書の提出を指導していましたが、6月16日に提出されました。その他について変更等はありません。

本日は議案のほかに資料3-1として、農地法第3条許可申請の番号5番の新規就農の案件について、事務局が行った聞き取りの概要と、番号6番の豊橋市が寄付を受ける案件について、18日の審査会にて実施した聞き取り調査の概要を配布しましたので、併せてご精読ください。

よろしく願いいたします。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

18日の審査会以降、4・5条関係におきましては、変更等はありません。

これまでの対応状況については、書類説明会以降新たな調整は行っていません。そのため追記はありません。

以上です。よろしく願いします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長

それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。これより議事に入ります。

資料1-1及び1-2の議案第16号「令和3年度農地等利用最適化推進施策の改善意見書について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第16号、資料1-1及び資料1-2をご覧ください。

議案第16号は、「令和3年度農地等利用最適化推進施策の改善意見書」についてでございます。

7月7日(金)の市長への意見書提出をひかえ、4月から6月にかけて、農政対策協議会にて検討してまいりました。去る6月17日にて最終案としてご承認を頂きました。

その後、より具体的に伝わりやすいよう、語句等の整理を農政

対策協議会役員にご相談させていただき、下線部につきまして言い回し等見直し・内容の追加を行いました。

本日は、調整後の意見書を総会に上程させて頂きました。

資料1-1は、豊橋市長に提出する意見書でございます。

前文に引き続き、5項目について意見書をまとめました。

農地の整備について、土地改良事業を行うことで、区画がきれいになると遊休農地の発生に抑止効果があるため、現在行われているもの計画されているものについて地元の意見を聞きながら支援されたい。

農地の環境整備について、農業を持続可能なものにするためには、農地、水路及び農道など農業資源の維持や管理が必要。現在、多面的機能支払交付金を利用し、その保全管理は進んでいるものの耕作放棄地解消事業補助金は周知が十分でないので、これらの制度を活用する効果的な周知方法を検討されたい。

次に担い手への農地利用の集積・集約化でございます。

人・農地プランの充実について、現在、人・農地プランにより農地の集約・集積化を実現しようとしているところですが、コロナの関係で進んでいない。だが、地域の農業を支えていくには、その中心となる担い手自身が新たな経営感覚を持って、リーダーシップを取り、地域の将来を描いていくことが必要である。そのために次世代のリーダーとなる経営者を育成する研修を愛知県と連携し実施されたい。

次に新規参入の促進でございます。

新規就農者等の支援について、現在、「豊橋版就農マニュアル」を策定中であり、今後有効活用していく訳ですが、依然、新規就農者は農地の確保と技術の習得が容易ではない。当委員会において下限面積の検討はしていますが、それとともに働きながら技術の習得ができる取り組みを愛知県と連携して実施されたい。

豊橋農業の情報発信について、東京などにおいて豊橋産農産物のPRや海外販路開拓などは力を入れており大いに期待していますが、新規就農者の確保という視点では弱いと感じる。豊橋で農業をやってみたいと思えるよう、老若男女にかかわらず多くの方から魅力ある情報発信できるよう取り組まされたい。

市に対しては以上の5項目について意見をまとめました。

次に資料1-2は、「愛知県知事」に提出する意見書でございます。こちら前文に続きまして、遊休農地の発生防止・解消についてでございます。

農地の整備について、内容的には市と同じでございますが、土地改良事業は県が実施主体でございますので、計画されている事業の実施について、さらに努力されたい。

次に担い手への農地利用の集積・集約化でございます。

人・農地プランの充実について、内容的には市と同じでございますが、現在、愛知県農業大学校で行われている「愛知県農業次世代リーダー塾」など次世代の経営者を育成する研修を引き続き実施されたい。

新規就農者等の支援について、こちらも内容的には市と同じでございますが、働きながら技術の習得ができる機会となっている「農業次世代人材投資事業」など市と連携して取り組まされたい。

県につきましては、以上3項目について意見をまとめまして審議の程、よろしくお願いたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、豊橋市長あての意見書は7月7日（火）に提出していくことにいたします。

また、愛知県知事あての意見書は、今後事務局が日程を調整して提出していくこととします。

今後、誤字や文章に修正が必要な時は、農政対策協議会役員と事務局とで調整をさせていただくということで如何でしょうか。

委員全員

「異議なし」

議長

ありがとうございました。

なお、意見書の提出は7月7日（火）の午前11時からです。午前10時30分までに農業委員会室へお集まりください。

服装は、クールビズの励行中ということで、軽装・ノーネクタイをお願いします。

当日は、井川会長職務代理者の進行により、初めに村松委員が前文を朗読し、全体の概要説明を水野会長職務代理者がします。各項目の説明は、木下委員、近藤委員、佐藤委員にして頂きます。その後、懇談に入ります。

全体で50分の予定となりますので、説明はできる限り簡潔をお願いします。

続きまして、資料2の議案第17号「豊橋市農業行政情報システム管理規程の一部改正について」を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第17号「豊橋市農業行政情報システム管理規程」の一部改正についてですが、資料2をご覧ください。

豊橋市農業行政情報システム管理規程は、農業委員会が整備している農業行政情報システムを活用し、農地基本台帳の適正な管理等を行うために必要な事項を定めるものです。

今回の一部改正は、毎年8月1日を基準日とした農地台帳調査を隔年に変更するものです。

具体的には、第10条第1項の「毎年8月1日現在」を「2年に1回、8月1日現在の状況」に変更します。

これは、近隣市の状況をもとに農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員の負担軽減を図ることを目的としながら人事異動により担当者が交代しても業務のノウハウが維持できる年数として「2年に1回」といたします。

8月1日の調査を今年度行わないこと等についての農業者への周知として、市広報や農協の広報誌への掲載をすることにより周知を図ります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

白井委員

はい。

農家台帳を隔年に変更することには反対ではないですが、今後の農業経営についての農家の意向調査は、毎年できるようにしていただきたい。

事務局

はい、議長。ご提案ありがとうございます。

農家の意向については、これから「人・農地プラン」を進めるにあたって重要なデータだと思いますので、農業企画課と考えていきたいと思います。

白井委員

よろしくをお願いします。

議長

他にはありませんか。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

続きまして、資料3の議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から7番までの7件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第18号、1ページをご覧ください。

まず、番号1番から4番及び7番について説明します。

取得目的は、番号1番及び7番が近隣農地を取得、番号2番から4番が経営規模拡大で、権利の種類は全て所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査をもとに説明します。

第1号取得後全部効率的に利用できるかについて、全案件ともトラクター等大型機械を保有し営農に必要な機械を確保しています。従事者について全案件とも2名以上の常時従事者がいます。

また申請地及び所有農地の全筆現地調査の結果、耕作又は耕作可能な状態にあり取得後の耕作に支障はないと思われま

せん。第2号農地所有適格法人以外の法人については該当ありません。

第3号信託の引き受けについては該当ありません。

第4号取得後において常時従事するかどうかについては、全案件とも申請者が150日以上従事します。

第5号取得後に下限面積の50aに達するかどうかについては、全案件とも許可前から50a以上あります。

第6号転貸するかどうかについては、該当ありません。

第7号周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

次に、番号5番新規営農の案件について説明します。取得目的は新規営農のため父からの受贈です。権利の種類は所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書及び現地調査をもとに説明します。

第1号取得後全部効率的に利用できるかどうかについて、父親が所有しているトラクター等の大型機械を共同で利用し、営農に必要な機械を確保しています。従事者については申請者1名で従事する予定です。また、申請地の全筆現地調査の結果耕作又は耕作可能な状態にあり、取得後の耕作に支障はないと思われま

す。第2号農地所有適格法人以外の法人については、該当ありません。

第3号信託の引受については該当ありません。

第4号取得後において常時従事するかどうかについて、申請者が150日以上従事する予定です。

第5号取得後に下限面積の50aに達するかどうかについて、許可後に50a以上となります。

第6号転貸するかどうかについては、該当ありません。

第7号周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

最後に番号6番について説明します。

取得目的は、動植物公園飼育動物用の飼料栽培及び学童向け教育プログラムとして飼料の栽培と収穫体験です。権利の種類は所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかど

うかについて、申請書及び現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

なお、番号6番は地方公共団体が農地を取得する案件ですので、農地法施行令第2条第1項第1号ロの規定により農地法第3条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号の項目に該当するかどうかの判断は不要となります。

第3号、信託の引受けについては、該当ありません。

第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。

第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

また、申請書に記載された事業計画によりますと農作業は、農作業経験のある指導者1名を中心に営農計画に基づいて行います。またロータリー等一部作業は酪農家の方へ委託して実施されることから、農地の管理体制は十分認められます。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり、許可することに決しました。

続きまして、議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から4番までの4件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第19号、2ページをお願いします。

転用目的について、番号1番が自己用住宅、2番が太陽光発電設備、3番が公衆用道路、4番が営農型太陽光発電設備です。

農地種別について、2種農地と判断されるのは番号1番及び3番

です。1種農地と判断されるのは番号2番ですが許可要件である集落接続に該当します。農用地と判断されるのは番号4番ですが一時転用に該当します。

資力について、借入金のみは、番号1番、2番及び4番です。自己資金のみは番号3番です。

信用性については、番号3番は経緯書が添付されています。その他の案件については、特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者については全案件とも該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性について、番号3番はすでに完了しています。その他の案件は令和2年8月1日から9月1日までに着工し、令和2年8月28日から令和2年11月30日までに完了する計画である記載があります。

他の行政庁の許可・認可等について、建築物建設のため都市計画法上の申請がされているのは番号1番です。その他の案件については該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについては全案件とも該当ありません。

計画面積の妥当性については、申請書、事業計画書及び現地調査等により妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては全案件とも該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障について、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号1番、2番及び4番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号3番です。

一時転用については番号4番が該当し、耕作者が認定農業者であるため10年間の一時転用計画です。また、農地復元誓約書を添付しています。その他の案件については該当ありません。

以上が許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質

疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から19番までの19件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第20号、3ページから5ページをお願いします。

権利の種類について、所有権移転は番号1番から3番、5番、10番から12番、14番、15番、17番から19番です。使用貸借による権利の設定は番号4番、8番、9番です。賃借権の設定は番号6番、7番、13番です。地上権の設定は番号16番です。

転用目的については、番号1番、5番が資材置場等、番号2、3番、15番が駐車場等、番号4番、8番、9番が分家住宅等、番号6番、7番、10番から14番、16番、18番、19番が太陽光発電設備等、番号17番が農業用倉庫等です。

農地種別について、3種農地と判断されるのは番号3番及び5番です。2種農地と判断されるのは番号1番、4番、6番、8番、10番から14番、16番、19番です。1種農地と判断されるのは番号2番、7番、9番、15番、18番ですが、すべて許可要件である集落接続に該当します。農用地と判断されるのは番号17番ですが、農業用施設に該当します。

資力について、自己資金のみは番号1番から3番、6番、7番、11番から17番です。借入金のみは番号4番、5番、8番から10番、18番、19番です。

信用性について、番号1番は始末書が添付されています。

その他案件は特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者について、番号17番については地役権者の中部電力の同意書が添付されています。その他の案件については該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性について、番号1番はすでに完了しています。その他の案件については令和2年8月1日から令和2年9月1日までに着工し、令和2年8月31日から令和3年2月28日までに完了する計画である記載があります。

他の行政庁の許可・認可等について、建築物建設のため都市計画法上の申請がされているのは、番号4番、8番、9番、17番です。その他の案件は該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについては、番号1番は申請外山林が23㎡、番号4番は申請外宅地等が375.80㎡、番号5番は申請外雑種地が487㎡、番号14番は申請外雑種地が1,083.26㎡、番号17番は申請外宅地が195.57㎡あります。その他の案件については該当ありません。

計画面積の妥当性については、全案件とも申請書、事業計画書及び現地調査等により、妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては、全案件とも該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は、番号1番、2番、4番、6番から8番、10番から13番、17番から19番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は、番号3番、5番、9番、14番から16番です。

一時転用については全案件とも該当ありません。

以上が、許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号10番及び16番については、農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したう豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長 異議なしと認めます。
よって本案はさよう決しました。
続きまして、議案第 21 号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。
番号 1 番から 3 番までの 3 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。
議案第 21 号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。
農地流動化の申出があったもののうち、5 月 27 日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法 第 18 条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。
今回の案件につきましては、3 件 9 筆 20,249 m²でございます。
これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、6 月 18 日の農地審査会において、井川会長職務代理者、近藤委員、鈴木委員に審査をお願いし、「可」の旨の意見をいただいております。
以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である、
1 号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
2 号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である。
イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うと認められること。
ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
の各要件を満たしております。
ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進行」
進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」
異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決しました。
続きまして、議案第 22 号「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について」を議題といたします。
農用地区域からの除外及び編入、並びにそのことについての、地域の農業振興に関する地方公共団体の計画について。
農用地区域からの除外の番号 1 番から 6 番までの 6 件、農用地区域への編入の番号 1 番及び 2 番の 2 件、合計 8 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。
7 ページの議案第 22 号について説明させていただきます。
豊橋農業振興地域整備計画のうち、今回の農用地利用計画変更については、個別の除外 6 件・面積 3,331 m²と編入 2 件・面積 1,004 m²です。
今回の案件につきましては、令和 2 年 5 月 14 日（木）の書類説明会において農業委員の皆様方にご説明し、担当される農業委員の方から現地調査にて問題なしの回答をいただいております。その後、令和 2 年 5 月 27 日（水）の農業委員会総会において、本日の議案に付すことについて、報告させていただいております。
除外案件の目的としましては、駐車場が 1 番・3 番・6 番の 3 件、分家住宅が 2 番の 1 件、自動車修理工場が 4 番の 1 件、農家住宅が 5 番の 1 件となります。編入案件の目的としましては、集団的農地への編入が 1 件、事業計画変更が 1 件となります。除外・編入を合わせ 8 件であり、内容を検討した結果、全て申し出の農用地以外に事業計画に適する土地がなく、今回の申し出に及んだものです。
以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2（農業振興地域整備計画の策定または変更）第 2 項及び第 4 条の 4

(公益性が特に高いと認められる事業に係る施設) 第1項第27号に基づき、ご審議をお願いするものです。

議長

ご審議の程、よろしくお願い致します。

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案についての、農業委員会の意見は、除外については「やむを得ない」、編入については「同意する」という意見を付すことに決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案についての、農業委員会の意見は、さよう決しました。

続きまして、議案第23号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行なっている旨の証明について」を議題といたします。

番号1番から3番までの3件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第23号、8ページをご覧ください。

議案第23号は継続して納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。

番号1番は水稻、畑作及び果樹による経営です。特例農地の2筆は水稻、1筆は柿の栽培、6筆は保全管理です。

番号2番は水稻及び果樹による経営です。特例農地の4筆は水稻、13筆は柿やブドウの栽培で、2筆は保全管理です。

番号3番は水稻及び畑作による経営です。特例農地の5筆は水稻、2筆はサトイモ等の栽培です。

この3件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

議 長 なお、市街化区域内の農地は、番号1番に4筆ありました。
 以上です。
 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
 それでは質疑に入ります。
 質疑、意見のある方は、発言願います。
 委 員 「進 行」
 議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質
 疑を打ち切ります。
 これより採決に入ります。
 本案については、本証明書を発行することを、承認すること
 に決して、異議ございませんか。
 委員全員 「異議なし」
 議 長 異議なしと認めます。
 よって本案は、さよう決しました。
 以上で、本日の部会に付議された議案は、すべて終了いたし
 ました。
 次に報告事案について、事務局に説明をお願いします。
 事務局 はい、議長。報告させていただきます。
 議案の9ページをお願いします。
 報告第1号の番号1番から27番までの27件については、相
 続により農地法の許可を要しないで権利取得した旨の届出です。
 それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。
 次に13ページをお願いします。
 報告第2号の番号1番から8番の8件、及び15ページからの
 報告第3号の番号1番から38番までの38件については、いず
 れも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要
 件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の
 日付で受理しました。
 次に21ページをお願いします。
 報告第4号の番号1番から12番までの12件については、備
 考欄に記載の農地法第3条許可及び利用集積公告を合意解約し
 た旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しま
 した。
 次に23ページをお願いします。
 報告第5号の番号1番から3番の3件については、20年以上
 非農地であることの現況証明です。

願い出の内容及び添付書類を審査の上、6月22日付けで証明を行いました。

報告は以上です。

議 長

報告事案については、ただいま事務局の説明のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議 長

ただ今から 総会を一時中断いたしまして、豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。 (午前10時52分中断)

<農地銀行運営委員会議>

議 長

総会を再開いたします。 (午前10時55分再開)

次に連絡事項をお願いいたします。

事務局

<ふるさと納税の仕組みについて>

事務局

<連絡事項>

議 長

その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

(午前11時20分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和2年6月25日

議 長
(会 長)

議事録署名者
(9 番 清原 さと子 委員)

議事録署名者
(10 番 小林 尚美 委員)